

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第155号

京都市地域体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地域体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1中

500 円
250

を

600 円
300

に改める。

別表第2備考以外の部分中

300
150
150
150
300
500
500

を

400
200
200
200
400
600
600

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)